

長良川漁業協同組合
内共第14及び内共第15号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第14及び15号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、もろこ、おいかわ、うぐい及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、組合が別に定める遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、いかり掛け、どぼんこ、ガリをいう）、もり、ひし及びやすに限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣（友釣り、いかり掛け、どぼんこ、ガリ）	リールの使用は禁止

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表のア欄の漁具・漁法は、イ欄の区域においては、それぞれウ欄の期間はこれを行ってはならない。

ア漁具・漁法	イ区域	ウ禁止期間
いかり掛け、どぼんこ、ガリ、もり、ひし、やす	長良川忠節橋下流端から 下流の本川及びその支派川	1月 1日から 8月15日まで
	長良川忠節橋下流端から 上流の本川及びその支派川	1月 1日から 8月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月30日まで
こい、ふな、うなぎ、 なまず、おいかわ、 もくずがに、もろ こ、うぐい	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、ア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種	
右岸 岐阜市長良大字古津字(池の尻、小島山)との境と 左岸 岐阜市日野字堤外3198番の1畑地先とを結ぶ線から 右岸 岐阜市長良大字(古津、志段見)字(小島山、高河原)との境と 左岸 岐阜市日野字(堂洞、船伏)との境を結ぶ線まで 長良川	1月1日から 12月31日まで	全魚種	
右岸 瑞穂市大字たり3336番の2地先と 左岸 岐阜市市橋下奈良中の桐852番の2地先とを結ぶ線から 右岸 瑞穂市大字河原畑4018番地先と 左岸 岐阜市日置江大字高付添174番地の1地先とを結ぶ線まで 長良川	9月25日 0時から 11月1日 6時まで		
右岸 岐阜市鏡島野保3021番地先と 左岸 岐阜市鏡島外長瀬3143番の43地先とを結ぶ線から 右岸 岐阜市鏡島下中州3789番地先と 左岸 岐阜市鏡島萱場47番地の2地先とを結ぶ線まで 長良川	9月15日 0時から 10月16日 6時まで		
さい川 瑞穂市役所巢南庁舎前堰堤上流端より上流200mの間	6月1日から 6月30日まで		全魚種
板屋川 岐阜市黒野下鶴飼字汗邪地区堰堤下流端より下流200mの間	4月1日から 4月30日まで		

長良川	岐阜市港町長良橋下流端より下流200mの間	4月 1日から 4月30日まで	
伊自良川	岐阜市村山地先石谷せき上流端より上流200mの間 岐阜市尻毛地先尻毛橋下流端より下流200mの間		
天王川	岐阜市河渡地先慶応橋上流端より上流200mの間		
糸貫川	瑞穂市本田地先本田橋下流端より下流200mの間		
中 川	瑞穂市只越地先只越橋上流端より上流200mの間	6月 1日から 6月30日まで	
山田川	岐阜市上芥見地先水門上流端より上流200mの間		

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こ い	20センチメートル
う なぎ	30センチメートル
あ まご	15センチメートル
ふ な	6センチメートル
う ぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あゆ	手釣・竿釣・もり・ひし・やす	1,500円	7,000円	500円
雑魚	手釣・竿釣・もり・ひし・やす	400円	4,000円	200円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。ただし、18歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
鮎	18歳以下	無料	無料	—
	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、70歳以上・女性・25歳以下の者	1,000円	5,000円	500円
雑魚	18歳以下	無料	無料	—
	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、70歳以上・女性・25歳以下の者	200円	2,000円	200円

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
 - 3 遊漁承認証は、紛失しても再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、第5条に掲げる区域内においては、川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号（第8条関係）

日釣遊漁承認証

日釣券

第14号及び15号漁場	NO.
日釣承認証	
住所	
氏名	
承認年月日	令和 年 月 日
(当日限り)	
遊漁料	あゆ釣 円
	雑魚釣 円
長良川漁業協同組合	印

注意事項
1 遊漁する時は、必ず携帯し、漁場監視員の要求があったら提示して下さい。
2 本証は他人に貸与できません。
3 本証は再発行しません。
4 表記、記入事項なき場合は無効とします。
5 着用なき場合は、日釣り料金を申し受けます。
6 河川の美化にご協力下さい。

年釣遊漁承認証（腕章）

注意事項	令和	〇〇釣り遊漁承認証	第	号	
・遊漁する時は、必ず腕に着用し、外勤職員の要求があったら提示して下さい。	〇	有効期間	住所		
・本証は他人に貸与できません。		〇〇釣りは	月	日より	月
・本証は再発行しません。	年度	発行者	長良川漁業協同組合		
・右記、記入事項なき場合は無効とします。		TEL058-295-3878(代)	年令		
・着用なき場合は日釣り料金を申し受けます。					
・河川の美化にご協力下さい。					

別記様式第2号（第10条関係）

漁場監視員証（腕章）

漁 場 監 視 員	令和 年度 漁場監視員証NO	注意事項
	有効期限 年 月 日まで	1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。
岐阜県	下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	2 本証は、他人に貸与してはならない
長良川漁業協同組合	氏名 (才)	3 漁場監視員は法令及び当組合の内規により、公正な取扱いをすること。
	岐阜市東島1丁目5番1号	
	長良川漁業協同組合 印	

長良川漁業協同組合及び西濃水産漁業協同組合
内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、おいかわ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、組合が別に定める遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、いかり掛け、どぼんこ、ガリをいう）、もり、ひし及びやすに限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣（いかり掛け、どぼんこ、ガリ）	リールの使用は禁止

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行ってはならない。

漁具・漁法	禁止期間
いかり掛け、どぼんこ、ガリ、もり、ひし、やす	1月1日から8月15日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あまご	2月1日から9月30日まで
こい、ふな、うなぎ、 なまず、おいかわ、 もくずがに	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
境川の岐阜市南長森高田地先高田橋上流端から上流200メートルの区域	6月1日から 6月30日まで	全魚種
大江川の羽島市小熊町地先樋門上流端より上流200メートルの区域	4月1日から 4月30日まで	
境川の羽島市小熊町宇東野水門上流端より上流200mの間	6月1日から 6月30日まで	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うなぎ	30センチメートル
あまご	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
雑魚	手釣・竿釣・もり・ひし・やす	400円	4,000円	200円

2 但し長良川漁業協同組合（内共第14号及び内共第15号）西濃水産漁業協同組合（内共第6号）の遊漁証で遊漁できるものとする。

- 3 前1項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
雑魚	中学生以下	無料	無料	—
	心身障害者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、70歳以上の者	400円 (減免なし)	2,000円	200円

- 4 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 5 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認をした時は、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁承認証は、紛失しても再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、第5条に掲げる区域内においては、川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号(第8条関係)

遊漁承認証

日釣券

第13号 NO. 日釣承認証 住所 氏名 承認年月日 令和 年 月 日 (当日限り) 遊漁料 雑魚釣 円 長良川漁業協同組合 印 西濃水産漁業協同組合 印	注意事項 1 遊漁する時は、必ず携帯し、漁場監視員の要求があったら提示して下さい。 2 本証は他人に貸与できません。 3 本証は再発行しません。 4 表記、記入事項なき場合は無効とします。 5 持参されない場合、日釣り料金を申し受けます。 6 河川の美化にご協力下さい。
---	---

年釣遊漁承認証(腕章)

注意事項 ・遊漁する時は、必ず腕に着用し、外勤職員の要求があったら提示して下さい。 ・本証は他人に貸与できません。 ・本証は再発行しません。 ・右記、記入事項なき場合は無効とします。 ・着用なき場合は日釣料金を申し受けます。 ・河川の美化にご協力下さい。	令和 ○○釣り遊漁承認証 第 号 有効期間 ○○釣りは 月 日より 月 日まで 発行者 長良川漁業協同組合 TEL058-295-3878(代) 西濃水産漁業協同組合	住所 氏名 年令
---	--	----------------

別記様式第2号(第10条関係)

漁場監視員証(腕章)

漁 場 監 視 員 岐 阜 県 長良川漁業協同組合 西濃水産漁業協同組合	令和 年度 漁場監視員証NO 有効期限 年 月 日まで 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 氏名 (才) 岐阜市東島1丁目5番1号 長良川漁業協同組合 印 大垣市禾森1丁目8番地の1 西濃水産漁業協同組合 印	注意事項 1 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。 2 本証は、他人に貸与してはならない 3 漁場監視員は法令及び当組合の内規により、公正な取扱いをすること。
---	--	--